

令和8年度 古賀市  
オープンファクトリー推進事業費補助金  
【公募要領】

■補助金の目的

---

市内の製造事業者が行うオープンファクトリー（※）の実施に向けた自社工場等の環境整備に係る事業を支援し、地域産業の活性化と活力あるまちづくりを推進することを目的とします。

※オープンファクトリー：製造事業者が工場等において生産現場及び生産技術を公開し、又はモノづくり等の体験の機会を提供する取組み。

■補助対象者

---

以下の要件を全て満たす者が対象となります。

- ①古賀市内に工場等を有し、事業を営んでいること。
- ②統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき定められた、日本標準産業分類に掲げる「大分類—製造業」に属する事業を営んでいること。
- ③オープンファクトリーを実施するための環境整備後、継続してオープンファクトリーを実施することが見込まれること。
- ④市税に滞納がないこと。
- ⑤関係法令を遵守していること。

★次のいずれかに該当する場合は本申請の対象外です。

- ・宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業を営む者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する事業を営む者
- ・暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・公序良俗に反する事業を営む者
- ・各種法令等の許可が必要な業種で、当該許可等を取得していない者
- ・同一年度内に本補助金の交付をすでに受けている、又は受ける予定がある者
- ・過去に本補助金の交付を2回受けている者
- ・その他市長が適当でないとする者

■補助対象事業

---

市内の工場等においてオープンファクトリーを3年以上継続して実施するための環境整備であって、以下に掲げるものを補助対象事業とします。

- ①見学又は体験のための施設等の新設、増設又は改修
- ②製品等の展示又は体験するための什器等の購入及び設置
- ③工場等の屋内外に設置する看板、サイン等の作成及び設置
- ④事業内容、製品又は製造工程を紹介するためのコンテンツの作成

⑤上記のほか、市長が特に必要と認めるもの

## ■補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費のうち、下記の費目が補助対象となります。

補助対象経費	概要
需要費	消耗品費、印刷製本費等
工事請負費	施設整備（新築、改修、移転、除去等）に係る工事費
広告宣伝費	プロモーションに係る経費（情報発信を行うためのツール（チラシ、ホームページ、動画等）の作成に係る経費や有料広告への掲載費等）
使用料及び賃借料	イベント実施時の資機材の使用料等
備品購入費	資機材の購入費等（パネルやガイド用イヤホンマイク、翻訳機器等、事業の実施に必要なものに限る）
委託外注費	施設の設計・デザイン、コンテンツ作成等に係る専門家委託費

※補助対象事業で取得した備品等の資産は、補助対象事業以外の転用や転売は認められません。

※経費配分に20%以上の変更が生じる場合、事業実施計画の変更が必要になります。

### ★補助対象外となる経費（例）

- ・補助対象事業に要する経費として明確に区分できない経費（補助対象事業以外の用途と併用する場合、補助対象事業で使用する部分のみが対象）
- ・領収書が無いなど支出の根拠や用途が不明な経費
- ・役員、従業員等の直接人件費
- ・自社内部、親族等、補助対象者と密接な関係を有する者との取引にかかる経費
- ・中古品の購入費
- ・施設やホームページ等の維持管理に要する経費
- ・光熱水費、通信運搬費（インターネット使用料、システム更新料等）
- ・官公庁等の手続き、登記費用、書類作成に係る経費
- ・公租公課、銀行振込手数料等
- ・官公庁等の手続き、登記費用、書類作成等に係る経費
- ・国や県の補助金等により金銭的支援を受けた又は受ける見込みのある経費
- ・交付決定を受ける前に生じた経費（事業事前着手届の提出を行った場合を除く）
- ・その他市長が適切でないとする経費

## ■補助金額等

申請回数	補助率	補助上限額
初回	補助対象経費の1/2以内	50万円
2回目		30万円

※1,000円未満の端数は切り捨てとします。

※1事業者につき、補助金交付は2回を限度とします。また、同一年度内に本補助金の交付決定を既に受けている（又は予定がある）場合、再度の申請はできません。

## ■ 申し込み

---

1. 提出先 古賀市役所商工政策課 事業者支援係
2. 提出書類
  - ①古賀市オープンファクトリー推進事業費補助金（以下「補助金」という。）提出時チェックリスト兼誓約書
  - ②補助金交付申請書（様式第1号）
  - ③事業実施計画書
  - ④補助対象事業収支計画書
  - ⑤補助対象経費の算定根拠となる見積書（一式計上不可）、パンフレット等の写し  
※工場の改装等の工事を行う場合は、工事施工前の写真と図面等を提出してください。
  - ⑥市税に滞納がない証明書（市収納管理課にて発行しています。）
  - ⑦事業に係る許可証等の写し（各種許可が必要な業種のみ。未取得の場合は補助対象事業完了までに提出のこと。）
  - ⑧工場等の所在地が分かる書類（営業許可証、賃貸借契約書、法人（屋号）名義の公共料金支払い領収書等）  
※古賀市内で営業していることが確認できる書類を提出してください。
  - ⑨本人確認書類（個人事業主の場合）
  - ⑩補助金事業事前着手届（様式第2号）  
※やむを得ない事由により、交付決定前に補助対象事業に着手する必要がある場合に提出してください。

★上記の他、必要に応じて書類の追加提出をお願いすることがあります。

## ■ 申請期間

---

令和8年7月1日(水)～令和8年8月31日(月) 16:00【必着】

※募集期間終了後、審査会を開催し、採択案件を決定します。

## ■ 事業実施期間（補助対象期間）

---

交付決定の日から令和9年2月末日まで

※実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から30日を経過した日又は令和9年2月末日のいずれか早い日までとなります。

※交付決定前の事業事前着手について

やむを得ない理由があると認められる場合は、「古賀市オープンファクトリー推進事業費補助金事業事前着手届」を提出することで、交付決定前に補助対象事業の着手が可能となります。ただし、事前着手を行う場合であっても補助対象事業の採択を保証するものではなく、審査の結果、補助金が交付されない場合があります。

## ■ 審査・選考

---

本公募要領に記載された要件等を満たすもののうち、主に以下の観点から審査を行い、採択の可否を決定します。なお、審査結果の詳細については、お答えできませんので、予めご了承ください。

### < 審査の主なポイント >

- ・独自の製品や生産技術等の強みを反映した事業であること。
- ・市場や地域の特性・ニーズを反映した事業であること。
- ・地域経済の活性化や古賀市民への波及効果が期待できる事業であること。
- ・事業内容にモデル性があり、市内事業者等への横展開や連携が期待できること。
- ・事業計画及び収支計画において、実現性と妥当性があること。
- ・申請者の過去の実績・経験等から事業を継続的に実施できることが見込まれること。
- ・各種経費が補助対象事業の実施に必要不可欠なものであり、かつ適正な水準であること。
- ・事業目標が現実的に達成可能と見込まれること。

## ■ 実施効果の報告

---

交付年度の翌年度から3年間、補助対象事業の実施効果（事業の進捗状況）を年度ごとに市に報告しなければなりません。

年度終了後、4月末までに報告書を作成の上、古賀市役所 商工政策課まで提出してください。

### < 例 >

令和8年度に申請・交付 → 令和9年度、令和10年度、令和11年度に報告書を提出

令和9年度の報告 → 令和10年4月末まで

## ■ その他

---

- ・補助金の請求は、補助対象事業が終了し、補助金額の確定通知を受けた後の請求となります。（概算払いはありません。）
- ・補助金は銀行口座への振込となり、振込先口座は、申請者と同一名義である必要があります。
- ・本補助金交付要綱に記載のない内容はすべて古賀市補助金交付規則（平成31年規則第8号）に基づき事業を行う必要があります。
- ・自己資金又は金融機関等からの資金調達で事業の実施が十分見込まれる計画である必要があります。（補助金交付は、事業完了後となるため）
- ・ご提出いただいた書類一式は返却しません。
- ・補助対象事業により取得した財産については、適正に管理する必要があり、市長の承認を得ずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、破棄、又は担保提供することはできません。また、承認を得た場合でも、補助金を一部返還していただく場合があります。

## ■ 問い合わせ先

古賀市役所商工政策課 事業者支援係  
〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1  
電話：092-942-1176 FAX：092-942-3758  
e-mail：[k-shien@city.koga.fukuoka.jp](mailto:k-shien@city.koga.fukuoka.jp)

## ■ 補助対象事業の流れ

